

(1) 農民の生活の改善を目的として、農村の経済的・社会的な発展を促進する。

(2) 農村の生産性を向上させ、農民の所得を増加させる。

(3) 農村の教育・文化の振興を図る。

(4) 農村の衛生・医療の向上を図る。

(5) 農村の治安維持を図る。

(6) 農村の労働条件の改善を図る。

(7) 農村の環境保護を図る。

(8) 農村の防災対策を図る。

(9) 農村の交通インフラの整備を図る。

(10) 農村のエネルギー供給の確保を図る。

附屬法人協同會大阪支所

農民等は、生活の改善を目的として、農村の経済的・社会的な発展を促進する。

(3) 闘争の主要目標は、暴得職権の排除、スト闘争の推進、労働者の権利の保障、大商店、大問屋（肥料其他）銀行、産案組合、高利貸等に対する罷免責務等の無産大衆の団結的ニ要求交渉をシメ、(2) 電燈、瓦葺、水道料金等ニ對シテ、肥料料金ノ割引支拂猶豫ヲ需要者大會ニロツテ要求交渉セシメ、(3) 陳情、請願ノ闘争形態ヲ組織シ「非常法令」ヲ緊急公布セシム可クシテ、闘争ヲ市町村會、府縣會、議會ニ提起セシメ、マタハ當局ニ押シ掛ケテコレヲ政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(4) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(5) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(6) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(7) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(8) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(9) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(10) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、

三、而シテ之レガ闘争ハ所謂「徳政」運動ナルガ故ニ民衆ガ小學教育ニ於テ教エラレタル「徳政」ニ對シテ記憶ヲ喚起セシメ、(4) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(5) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(6) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(7) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(8) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(9) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、(10) 政治支障ニ對シテ闘争ニ迄誘起、發展セシメ、